

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準の一部改正について

1 改正内容

- (1) 事業を継続して行うに足る経理的基礎を有することの審査に当たり提出する書類の規定を整備する改正

直前の事業年度が債務超過となっており、直前の事業年度の当期純利益及び直前3年の事業年度の当期純利益の平均がいずれもマイナスの場合に提出する書類の規定について、次のとおり改正します。

【現行】

中小企業診断士等が作成した診断書類並びに当該診断書類に基づく改善策（※）及び今後5年間の収支計画を記載した書類

※ 債務超過及びマイナスとなっている当期純利益に係るそれぞれの原因分析及び原因分析に基づく改善策を内容に含むこと

【改正後】

ア 中小企業診断士等が作成した診断書類及び当該診断書類に基づく改善策を記載した書類（概ね次の内容を含むものとする。）

- ・会社概要
- ・直近3年分の財務諸表に基づく財務診断
- ・債務超過及びマイナスとなっている当期純利益に係るそれぞれの原因分析及びに当該原因分析に基づく改善策及びその実現可能性
- ・今後5年間の収支計画の分析
- ・作成した者の資格を証明する書類の添付

イ 今後5年間の収支計画を記載した書類

- (2) その他所要の改正

2 施行期日

平成31(2019)年4月1日から適用します。